

片品村の森林環境譲与税の活用に向けた基本方針
～当面5年間（令和3年度～令和7年度）の考え方～

本村の森林面積は36,202ヘクタールで、総面積の92%を占めており、森林の所有形態は国有林25%、民有林75%で、対象となる民有林の面積は27,319ha、天然林20,341ha、人工林4,903ha、人工林率18%となっている。村では、森林を有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や県の森林整備事業予算や民有林整備事業への支援などにより森林整備を進めてきましたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林増加が懸念されます。このため、本村では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取り組みを計画的かつ効果的に進めます。

1 森林整備の推進

本村の村有林と一般民有林で、森林経営計画を作成し、所有者自ら又は委託林業経営者が整備を進めている森林が存在している。ただ、整備が行き届かない森林があるため、所有者に対して、村や意欲と能力のある林業経営者などに森林の経営・管理を委ねる森林経営管理制度を活用し、整備を進めていけるよう働きかける。

森林経営計画を作成している森林については、国や県の補助金を活用して森林の整備を一層推進し、地球温暖化や山地災害の防止に貢献する森林整備を推進する。

2 人材育成・担い手確保

林業は、技術的にも、体力的にもいきなり個人で従事することが難しい職業である。

若い林業従事者が定着するには、高性能林業機械の浸透を図り林業従事者の肉体的な負担を軽減することや、労働災害防止対策、更には給与体系の見直しによる待遇改善などが必要で、これらの取組を支援する。

3 木材利用の促進

地域産人工林材の付加価値向上を図るとともに、公共施設や民間施設の木造化・木質化を促進する。また、群馬県内で生産された木材を原料とした製品を利用する機会を提供し、木への親しみや森林環境について考えるきっかけづくりを推進する。

4 普及啓発

土砂災害の防止など、森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて、村民の理解促進を図るため、村広報誌を活用したPRを積極的に行う。また、森林環境教育や木育活動について支援など推進する。